

## ● 特別徴収義務者の登録に関すること

【Q1】 宿泊税の特別徴収義務者は誰か。

【A1】 旅館業又は住宅宿泊事業の経営者です。

ただし、実際にその施設の経営に責任を有している方（全面的に経営を委託している場合など）が別にいる場合には、その別の方が特別徴収義務者となることがありますので、担当までご相談ください。

【Q2】 これから旅館業（住宅宿泊事業）を始める予定ですが、どのような手続きが必要か。

【A2】 宿泊税の手続きに関する流れは以下のとおりです。

1. 旅館業法の許可又は住宅宿泊事業法の届出の手続き\*をする。
2. 「宿泊税特別徴収義務者登録申請書」を経営開始の5日前までに役場税務課宿泊税係へ提出する。
3. 宿泊者から宿泊税を徴収する。
4. 徴収した宿泊税額について、宿泊税納入申告書を倶知安町税務課宿泊税係へ提出し、対象の金融機関等の窓口で納入書により納める。

※旅館業法の許可については、後志総合振興局保健環境部保健行政室（倶知安保健所）へお願いいたします。

※住宅宿泊事業の届出については、下記へお願いいたします。

- ・北海道庁 経済部 観光局観光政策グループ（民泊担当）  
電話番号 011-206-6597

【Q3】 旅館業の許可を受けた者と実際に経営している者が異なる場合どうしたらよいか。

【A3】 旅館業の許可を受けた方（以下「宿泊事業者」といいます。）が特別徴収義務者になりますが、宿泊事業者と実質的経営者が異なる場合や、委託契約等により宿泊施設経営の決定権が宿泊事業者以外の方にある場合などは、宿泊事業者以外の方で宿泊税の申告納入に責任を持つ方を本町が特別徴収義務者として個別に指定することができますので、詳しくは税務課までご連絡ください。

【Q4】 一つの施設の部屋ごとにオーナーがいる場合、登録は部屋ごとに行わなければならないのか。

【A4】 登録は施設ごとに行ってください。ご提出頂く「宿泊税特別徴収義務者登録申請書」は1枚です。なお、施設の所有者欄は別紙のとおりとし、任意様式にて所有者全員分を記載した別紙を添付してください。

## ● 申告・納入に関すること

【Q1】 宿泊のない月でも申告が必要か。

【A1】 申告すべき税額が0円の場合も、納入申告書の提出が必要です。

【Q2】 徴収原簿の記載内容と提出義務について。

【A2】 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊者が宿泊に関し支払うべき金額、課税標準となる宿泊料金及び宿泊税額等を記載した徴収原簿の作成をお願いいたします。毎月の申告と併せてご提出ください。

紙でご提出いただく必要があるので、提出書類が多くなるなどの不都合が生じる場合においては、電子データ等で管理していただき、必要に応じて提出を求めた際には速やかにご提出をお願いいたします。

<徴収原簿の記載例①> 課税区分：1人ごとの場合

	シングルA：12,569円（税込）				ツインA：23,882円（税込）				単価等の違いに応じて区分(列)を追加	課税免除人数
	宿泊人数	宿泊料金総額	課税標準	宿泊税額	宿泊人数	宿泊料金総額	課税標準	宿泊税額		
11/1	1	12,569	11,200	224	6	143,292	127,800	2,556	0	
11/2	2	25,138	22,400	448	10	238,820	213,000	4,260	24	
11/3	5	62,845	56,000	1,120	1	23,882	21,300	426	24	
11/4	10	125,690	112,000	2,240	8	191,056	170,400	3,408	30	
11/30	4	50,276	44,800	896	2	47,764	340,800	6,816	40	
小計	170	2,136,730	1,904,000	38,080	230	5,492,860	4,899,000	97,980	300	

<徴収原簿の記載例②> 課税区分：1人ごとの場合

宿泊日	部屋番号	宿泊者数	宿泊料金総額	宿泊料金 (消費税込・ 宿泊税抜)	宿泊料金 (消費税抜・ 宿泊税抜)	食事代	素泊まり	課税標準	宿泊税額
11/1	A	1	10,020	9,900	9,000	3,000	6,000	6,000	120
11/1	B	1	10,971	10,835	9,850	3,000	6,850	6,800	136
11/1	C	2	22,280	22,000	20,000	6,000	14,000	14,000	280
11/2	A	1	10,020	9,900	9,000	3,000	6,000	6,000	120
11/2	B	2	21,944	21,670	19,700	6,000	13,700	13,700	274
11/2	C	3	33,420	33,000	30,000	9,000	21,000	21,000	420
11/2	D	1	13,380	13,200	12,000	3,000	9,000	9,000	180
11/30	D	1	13,380	13,200	12,000	3,000	9,000	9,000	180
合計		150	1,818,800	1,795,200	1,632,000	450,000	1,182,000	1,180,000	23,600

<徴収原簿の記載例③> 課税区分：1部屋ごとの場合（宿泊人数は定員数表記も可）

宿泊日	A号室				B号室			
	宿泊人数	宿泊料金総額	課税標準	宿泊税額	宿泊人数	宿泊料金総額	課税標準	宿泊税額
11/1	3	50,908	45,400	908	0	0	0	0
11/2	3	50,908	45,400	908	4	30,544	27,200	544
11/3	0	0	0	0	4	30,544	27,200	544
11/4	0	0	0	0	4	30,544	27,200	544
11/5	3	57,018	50,900	1,018	2	34,210	30,500	610
11/6	3	57,018	50,900	1,018	2	34,210	30,500	610
11/30	3	63,636	56,800	1,136	4	38,180	34,000	680
小計	60	1,000,000	892,800	17,856	80	852,000	760,700	15,214

【Q3】 複数の宿泊施設を経営しているのだが、まとめて申告納入することは可能か。

【A3】 複数の施設を経営されている場合、申請により、合算して申告納入することができます。ただし、徴収原簿については、宿泊施設ごとに記載・管理していただきます。

【Q4】 申告や納入が遅れたらどうなるか。

【A4】 申告の遅れに対しては不申告加算金、納入の遅れに対しては延滞金がかかる場合があります。

【Q5】 宿泊が月をまたいだ場合、それぞれの月での納入となるのか。

【A5】 宿泊税については、宿泊料を徴収した日ではなく、宿泊行為のあった日が属する月に計上していただくこととなるので、チェックインの日付を基準としてください。月をまたぐ連泊の場合は、例えば4月30日分を4月分に、5月1日分を5月分に、というように分けて計上してください。

ただし、日ごとに宿泊料金を分けることが困難な事由がある場合は、チェックアウト日の宿泊料金で一括して宿泊税を算出することができます。

(例) 1部屋あたり 15,000 円 (税込) の部屋に 12 月 3 日から 4 人で 3 連泊した場合の徴収原簿の記載例

日付	宿泊人数	宿泊料金総額	課税標準	宿泊税額
12/3	4	15,000	13,300	266
12/4	4	15,000	13,300	266
12/5	4	15,000	13,300	266

➡  
チェックアウト日に一括算出方式だと

日付	宿泊日数	宿泊人数	宿泊料金総額	課税標準	宿泊税額
12/6	3	12	45,000	40,100	802

宿泊人数は延べ人数を表記

**【Q6】** 売り掛けの場合の宿泊税の申告・納入は、宿泊があった月の翌月となるのか、入金された月の翌月となるのか。

**【A6】** 宿泊があった月の翌月に申告・納入してください。

**【Q7】** 毎月ではなく数ヶ月ごとにまとめて申告・納入したいのだが。

**【A7】** 一定の要件を満たす場合、申請により、3か月ごとに申告・納入できる特例を設けています。

## ●課税対象に関すること

【Q1】 幼児や子どもにも宿泊税はかかるか。

【A1】 宿泊者の年齢に関わらず、宿泊料金が発生する場合は、課税されます。

【Q2】 宿泊料金が発生しない場合でも、宿泊税はかかるか。

【A2】 宿泊料金が発生しない場合は、宿泊税はかかりません。ただし、宿泊事業者以外の第三者（宿泊予約サイトのポイント付与、補助金・助成金）からの支払いによる割引により宿泊料金が無料になる場合は、割引前の金額を宿泊料金とし宿泊税額を算出してください。

【Q3】 宿泊税込で事前決済したお客様が宿泊キャンセルをした場合、宿泊税額は返金しなければいけないのか。

【A3】 宿泊税は宿泊行為に対して課税されるものです。したがってキャンセルの場合は宿泊行為がないので返金していただく必要があります。ただし、「宿泊料金」をキャンセル料などの「違約金」として取り扱う場合は課税対象外となります。宿泊事業者と宿泊者との取り決めによります。

【Q4】 修学旅行生について、学校から「修学旅行であることの証明書」の提出がないと課税免除とはならないのか。

【A4】 「修学旅行であることの証明書」については手引P10に見本をお示ししておりますが、特段様式を指定しておりません。修学旅行で当該宿泊施設に宿泊する旨が記載されている書面を学校から提出していただき保管してください。この書面をもって課税免除とします。

ただし、仮にチェックイン時にこの提出がない場合でも修学旅行生であることが明確に確認できるのであれば、これを後日提出してもらうことで課税免除として取り扱っていただいで差し支えありません。

【Q5】 ペット（犬や猫）の宿泊は課税対象となるのか。

【A5】 基本的な考えとして宿泊者ではないので、宿泊料金に含まれませんが、宿泊に係る清掃代やサービス料として宿泊施設が取り扱う場合は宿泊料金に含んでいただくこととなります。

【Q6】 「宿泊料」としてではなく、「施設利用料」や「入館料」として料金を徴収している場合、宿泊税の課税対象となるのか。

【A6】 名称の如何に関わらず、宿泊の対価として料金を徴収している場合は課税対象となります。

## ●宿泊税の算出・徴収に関すること

【Q1】 宿泊税はどのように算出するのか。

【A1】 食事代、消費税、入湯税等を除く素泊まり料金（100円未満の端数は切捨）に2%を乗じた金額です。

【Q2】 1泊1食付10,000円（食事代2,000円込、税別）の場合の宿泊税はいくらか。

【A2】  $(10,000円 - 2,000円) \times 2\% = 160円$  となります。

【Q3】 1泊1食付10,000円（税別）で、食事代を明確に分離できない場合の宿泊税はいくらか。

【A3】 食事代は※下表により、 $10,000円 \times 10\% = 1,000円$

よって宿泊税額は、 $(10,000円 - 1,000円) \times 2\% = 180円$  となります。

※宿泊料金と食事代を明確に分離できない場合の食事代の算出方法	
1泊につき1回分の食事が提供されるとき	宿泊客が宿泊施設に支払うべき額に10%を乗じた額
1泊につき2回分の食事が提供されるとき	宿泊客が宿泊施設に支払うべき額に20%を乗じた額
1泊につき3回分以上の食事が提供されるとき	宿泊客が宿泊施設に支払うべき額に30%を乗じた額

【Q4】 1泊1食付10,000円（税別、食事代2,000円込）の宿泊商品を旅行業者を經由して販売したとき、旅行業者が11,000円で宿泊者に販売し、販売手数料が差し引かれた売掛金が8,500円だった場合の宿泊税はいくらか。

【A4】 企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの宿泊料金により宿泊税額を算出してください（旅行業者が宿泊者からとる手数料等は宿泊料金に含めない）。

この場合、 $(10,000円 - 2,000円) \times 2\% = 160円$  となります。

【Q5】 連泊した場合の宿泊料金の取扱方法はどうか。

【A5】 連泊をしたことにより宿泊割引が適用された場合で、宿泊日ごとに割引率が明確なときは、通常の宿泊料金に対し宿泊日ごとに割引計算をした金額を宿泊料金とします。

また、連泊期間を一括して割引を行った場合は、割引後の宿泊料金の総額を宿泊数で除して得た額を宿泊料金とします。

ただし、連泊により宿泊日ごとに宿泊料金の算出が困難な場合、チェックアウト時における宿泊料金により一括して宿泊税を算出し、その翌月に申告納入することができるものとします。

【Q6】 お客様が宿泊税の支払いを拒否した場合はどうすればよいのか。

【A6】 納税の義務があることをご説明いただくとともに、宿泊税の徴収についてもご協力をお願いいたします。本町としても宿泊税の徹底周知を図って参ります。

なお、法令上は、仮に宿泊税が納税されなかった場合は、特別徴収義務者である宿泊事業者が本町に納入した上で、納税拒否をした宿泊者に求償することとなります。

【Q7】 お客様にお渡しする領収書には、宿泊税について表示しなければならないか。

【A7】 納税者である宿泊される方々の宿泊税に対するご理解とご協力をいただくため、領収書等には、宿泊税の名称とその額を表示するようお願いいたします。なお、宿泊税に相当する金額を明確に区分していない場合は、宿泊税を含んだ宿泊料金が消費税の課税対象となりますのでご注意ください。

【Q8】 「1人あたり」の宿泊料金が9,860円（税抜）の場合、2人宿泊したときには宿泊税をどう計算するのか。

【A8】 課税区分が「1人あたり」の場合は、課税標準を算出する際に1人ごとに100円未満を切り捨てなければなりません。

この例では、1人あたりの課税標準は9,860円の100円未満を切り捨てた9,800円となり、1人あたりの宿泊税は9,800円×0.02で196円となります。

したがって2人宿泊するときの宿泊税は196円×2人で392円となります。

<※誤りの例>

2人の合計宿泊料金（9,860円×2で19,720円）に対して、100円未満を切り捨てた19,700円を課税標準としてしまう。結果として、宿泊税は19,700円×0.02で394円となり誤差が生じる。